

習志野市市民参加型補助金審査委員会設置要領

(設置)

第1条 習志野市市民参加型補助金交付要綱(平成20年習志野市告示第135号。以下、「要綱」という。)第7条第1項に基づき、習志野市市民参加型補助金の交付対象事業(以下、「補助対象事業」という。)の選考の審査等をするため、習志野市市民参加型補助金審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)補助対象事業の審査に関すること

(2)要綱第13条第3項の規定に基づく事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書の審査に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員8名で組織し、習志野市市民協働推進委員会設置要綱(平成21年4月15日施行)に規定する習志野市市民協働推進委員会の委員をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、第5条に規定する会議の出席委員が5名に満たないと見込まれるときは、次条に規定する委員長は、習志野市市民協働推進委員会の委員である市職員を委員に指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は習志野市市民協働推進委員会の委員長を、副委員長は習志野市市民協働推進委員会の副委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、公開を原則とする。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民協働担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月17日から施行する。

この要領は、平成23年4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

この要領は、平成31年4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年11月1日から施行する。